

魚沼市人権教育・啓発推進計画

(中間見直し)

計画期間：2015(平成27)年度～2025(令和7)年度

人権とは…

私たちが人間らしく幸せに生きるために権利、
人種や民族、性別、出身、経歴などの違いにかかわらず、
すべての人に共通して備わっている権利、
それが人権です。

日本国憲法では、第11条で
「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、
侵すことのできない永久の権利として、
現在及び将来の国民に与へられる。」と定めています。

本市では、令和2年4月
「魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言」を行うとともに、
「魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」を
制定しました。

計画策定の趣旨

2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体の責務として人権教育・人権啓発の施策の策定とその実施が求められています。

現在、私たちのまわりでは、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和地区出身者、外国籍住民、性的マイノリティ（少数派）などに対する差別や偏見、インターネット上のプライバシー侵害、新型コロナウイルス感染症に対する不安による人権問題等が発生しています。

そこで、今後市が取り組む人権教育・人権啓発の取組の基本的な方向を明らかにし、市民の皆様とともに、互いの人権を尊重し、支え合いながら安心して暮らせる魚沼市を実現するため、2015(平成27)年に策定した計画に社会情勢の変化等を踏まえて、内容の追記、補強を行いました。

計画策定の考え方

1. 国・県の計画や指針を踏まえ、魚沼市の現状に即して策定しました。
2. 魚沼市総合計画に基づく個別の計画として位置付け、様々な市の施策を進める上での人権尊重の基盤となる計画とします。
3. 2014(平成26)年3月に実施した魚沼市人権に関する意識調査の結果を反映させました。
4. 2019(令和元)年11月に実施した魚沼市人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査の結果を反映させ中間見直しを行いました。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

——人権が尊重される差別や偏見のない魚沼市を目指して、学校、企業、地域など様々な場面で人権教育・人権啓発を進めます。

1 就学前教育・学校教育

幼稚園・保育園では、園児にかかわる大人の人権意識が問われます。学校教育では、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育と、いじめ問題等の解決に向けた家庭・地域等と連携した取組が必要です。

—施策の方向—

- お互いを認め合う学校、学級づくり
- 教職員、保育士等の教育的資質や指導力の向上
- 社会環境の変化を踏まえた家庭への支援と地域等との連携



2 生涯学習

人権意識を高めることは生涯学習推進の柱の一つで重要なテーマです。様々な学びの場を広げ、人権問題に対する市民の関心と意識を高める必要があります。

—施策の方向—

- 人権に関する講座の充実と多様な学習機会の提供及び人権教育指導者の育成
- 学校教育と社会教育の連携、分野別研修の実施
- 幅広い市民参加を目指した取組の推進



3 企業・団体等

企業・団体等は、社会を構成する一員として人権に配慮した職場づくりや活動が求められています。市職員は、全体の奉仕者として常に高い人権意識を持ち職務に当たる必要があります。

—施策の方向—

- 企業に対する人権啓発の推進
- N P O 法人、福祉団体等に対する人権啓発の推進
- 市職員に対する計画的な人権教育の推進



4 地域

地域で活動している様々な組織、団体と連携し、一人ひとりの個性や多様性を認め合う、差別や偏見のない地域を目指した人権啓発が必要です。

—施策の方向—

- 人権擁護委員等との連携
- 地域で活動する様々な組織、団体に対する人権啓発と連携
- 関係機関、関係団体等との連携



分野別人権施策の推進

1 女性

「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担意識が根強く存在しています。性別に関わりなく、男女ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

—施策の方向—

- 市男女共同参画推進計画に基づいた施策の推進
- 男女平等の意識啓発の推進
- 妊娠、出産に対する職場等の理解不足を解消するための啓発の推進
- D V(※1) 等の根絶に向けた啓発と、相談、支援体制の強化



2 子ども

いじめ、虐待などの深刻な人権侵害の解消に向けて、子ども自身と大人が、子どもの人権について深く学ぶことが求められています。

—施策の方向—

- 市子ども・子育て支援事業計画に基づいた施策の推進
- 権利の主体者としての子どもの人権に関する啓発の推進
- いじめ根絶に向けた学校での取組、家庭と地域等が連携しての発達段階に応じた継続的取組の推進
- 広域的な相談、支援体制の充実



3 高齢者

振り込め詐欺や虐待などの防止と、高齢者が社会の一員として尊重され、家庭でも地域でも疎外されることなく安心して生活できる高齢社会の実現が求められています。

—施策の方向—

- 市高齢者福祉計画等に基づいた施策の推進
- 高齢者的人権問題に対する啓発の推進と、虐待、詐欺等の防止対策、相談体制の充実
- 高齢者の権利擁護や成年後見制度の周知と充実
- 高齢者の社会参加の促進等



4 障がいのある人

障がい者に対する偏見や無関心、無理解などを解消し、障がいのある人とない人がともに尊重し合い、支え合う社会づくりが必要です。

—施策の方向—

- 市障害者計画等に基づいた施策の推進
- 障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深めるための啓発の推進
- 障がい者の権利擁護や成年後見制度の周知と充実
- 障がい者の社会参加の促進等



5 同和問題

差別のない社会の実現に向けて、同和問題に対する市民の関心を高め、正しい理解と認識を深めていくことが求められています。

—施策の方向—

- 市民に対しての同和問題を正しく理解するための取組の推進
- 学校教育における人権教育、同和教育の推進
- 教職員の指導力、市職員の資質の向上を目指した研修の推進
- 安心して相談できる相談体制づくり

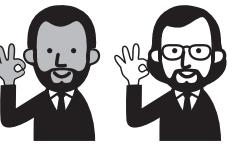


6 外国籍住民

外国籍住民の文化、宗教、生活習慣などに関心を持ち、理解し、多様性を認め合う、真の国際化を目指した啓発と交流の場が必要です。

—施策の方向—

- 外国籍住民の文化、宗教等に対する理解を深めるための啓発の推進
- 文化や生活習慣の違いを理解し、認め合い、ともに尊重し合う関係を築くための交流の推進
- 外国籍住民が安心して暮らせるための行政サービスの向上
- 相談体制の充実と周知



7 インターネットによる人権侵害

他人への誹謗・中傷や個人情報の流出、誤った情報の拡散などの人権侵害が後を絶たず、情報化社会にふさわしい人権感覚を身につける必要があります。

—施策の方向—

- インターネットに関する様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるような啓発の推進
- 学校教育における情報モラル教育の推進と、家庭に対する啓発の推進
- 法務局や警察等の関係機関と連携した相談、支援体制の充実
- 人権侵害の未然防止、罰則等に関しては国の動向を注視しながら対応を検討
- インターネットによる人権侵害防止のための啓発とモニタリングの実施



8 感染症患者等

H I V(※2) 感染者、ハンセン病患者・元患者(※3) や家族、新たな感染症等に対する医学的根拠のない偏見や差別意識を解消する必要があります。

—施策の方向—

- 感染症患者等に対する関心と正しい理解を深めるための啓発の推進
- 関係機関等と連携した相談、支援体制の充実



9 その他の人権に関する現状と課題

新潟水俣病被害者、北朝鮮による拉致被害者、犯罪被害者やその家族、性的マイノリティ等の人権問題

※1 D V(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなど（過去にその関係にあった場合も含む。）から振るわれる暴力のことです。

※2 H I Vとは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことです。日常生活では感染しません。

※3 ハンセン病は、らい菌に感染することにより、皮膚や神経に症状が現れる感染症ですが、感染力は非常に弱く、感染しても発病することはまれです。既に治療方法も確立されており、後遺症を残すことなく完治する病です。

計画の推進に向けて

推進体制

- 市役所全体で人権課題などの情報を共有し、緊密な連携を図ります。
- この計画と「男女共同参画推進計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」等の市の個別計画との整合を図り、人権尊重の視点でそれぞれの施策を推進します。
- 市民の皆様とともに人権尊重の地域づくりを進めていきます。

関係機関との連携

- 関係機関、関係団体等と連携して、地域の実態に即した取組を進めます。
- 企業や民間団体等に対して人権啓発の取組を働きかけ、その取組を支援します。

計画の評価と見直し

- 社会情勢の変化や新たな人権課題等に対応するため、計画期間の中間年に計画の評価と見直しを行いました。

相談・支援体制の充実

様々な人権問題に対応するため、関係機関・関係団体等との連携を強化し、利用しやすい相談窓口を目指します。また、市のホームページ、広報紙等を活用して相談窓口の周知に努めます。



○市民相談センター ~ひとりで悩まず、ご相談ください~

魚沼市役所本庁舎 1 階 電話 025-792-8844

開設時間	月～金曜日 8:30～17:15（祝日、12/29～1/3 除く）
夜間相談	月～金曜日 17:30～20:00（祝日、12/29～1/3 除く）
日曜相談	毎月第 1 日曜日 8:30～12:00

※夜間相談、日曜相談は市民相談センターに事前の予約が必要です。

※人権なんでも相談、無料法律相談等の日程は毎月の市報でお知らせしています。



魚沼市人権教育・啓発推進計画

2015(平成 27)年 3 月策定 (2021(令和 3)年 3 月中間見直し)

魚沼市役所 市民福祉部 市民課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL 025-792-8844 FAX 025-792-5600

URL soudan@city.uonuma.lg.jp

魚沼市のホームページに「魚沼市人権教育・啓発推進計画（中間見直し）を掲載しています。

<https://www.city.uonuma.niigata.jp/>